

5 月 行 事 予 定

1	火	
2	水	心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~15:00
3	木	憲法記念日
4	金	みどりの日
5	土	こどもの日
6	日	
7	月	こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
8	火	行政相談(ゆめトピア長船)9:00~12:00 育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00 身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
9	水	心配ごと相談(ゆめトピア長船)9:00~15:00
10	木	法律相談(牛窓町公民館)10:00~15:00 乳幼児こころの健康相談(ゆめトピア長船)14:00~15:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
11	金	精神保健福祉相談(ゆめトピア長船)13:30~14:30
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
16	水	住宅増改築相談(瀬戸内市役所)9:00~15:00 心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~15:00
17	木	行政・人権・消費生活相談(瀬戸内市役所)10:00~15:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
18	金	乳幼児こころの健康相談(ゆめトピア長船)14:00~15:00
19	土	
20	日	瀬戸内市春季ソフトボール大会(長船スポーツ公園)9:00~ 瀬戸内市少年少女バレーボール春季大会(邑久B&G海洋センター体育館)9:00~
21	月	移動市長室(瀬戸内市役所)13:30~15:30 こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
22	火	移動市長室(牛窓支所)13:30~15:30 育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00 身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
23	水	移動市長室(長船支所)13:30~15:30 行政相談(牛窓町公民館)10:00~15:00 心配ごと相談(牛窓町公民館)9:00~15:00
24	木	移動市長室(裳掛出張所)13:30~15:30 年金相談(瀬戸内市役所)10:00~15:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
25	金	精神保健福祉相談(ゆめトピア長船)13:30~14:30 リフレッシュ体操教室(ゆめトピア長船)9:30~11:30
26	土	わくわく健康キャラバン(邑久小学校体育館)19:00~21:00
27	日	
28	月	
29	火	身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
30	水	
31	木	乳幼児こころの健康相談(ゆめトピア長船)14:00~15:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00

詳しくは、市企画振興課までお問い合わせください。
■問い合わせ先
市企画振興課
 ☎0869-22-1031

観光ボランティアガイドしてみませんか?
 県内外から大勢の観光客が、瀬戸内市を訪れています。牛窓地域では、観光客に見どころや歴史などを紹介する「観光ボランティアガイド」が案内役を務めています。

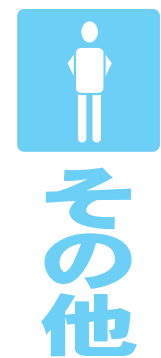
まちな魅力を伝えるため、あなたも「ふるさと案内人」として、観光ボランティアガイドをしてみませんか?
■問い合わせ先
牛窓観光センター「エーゲ館うしまど」
 ☎0869-34-5250
牛窓町観光協会
 ☎0869-34-9500

河川愛護モニター
 河川愛護の普及を目的に、河川愛護モニターを次のよう

に公募します。
▽応募資格 吉井川の近隣(約5km以内)に在住し、河川に関心を持つ20歳以上の人
▽募集人員 2人
▽募集期限 6月10日(日)
▽任期 7月1日から1年間
▽応募方法 氏名(ふりがな)、生年月日、住所、電話番号、職業を記入の上、郵送かFAXで次の宛先まで送付してください。
■問い合わせ・応募先
国土交通省岡山河川事務所

占用調整課
 〒700-0914
岡山市鹿田町2-4-36
 ☎086-223-5101
 ☎086-232-4195
 FAX 086-232-4195

表紙説明
 4月6日、桜が満開の貴船山(邑久町山田庄)。春の日差しを浴びて、はしゃぐ子どもたちは、笑顔満開でした。



商業統計調査

6月1日、商業統計調査が全国一斉に行われます。卸売・小売業を営むすべての事業所が調査の対象です。
 5月下旬から調査員が調査票を持って、皆さんの事業所をお訪ねします。ご協力をお願いいたします。

■問い合わせ先
市企画振興課
 ☎0869-22-1031



登録調査員を募集
 市では、各種統計調査に従事していただく調査員を募集しています。申し込みは随時受け付けています。

ご存知ですか?

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

満20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないことから、本人の所得が一定額以下の場合、申請して承認されると在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人で、夜間・定時制・通信制課程の人も含められます。ほとんどの学生が対象となります。

学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、将来受け取る年金を増額するため、10年以内に保険料を納めることができる「追納制度」を利用されるこ

とをお勧めします。なお、承認期間は、4月から翌年3月までとなりますので、申請は毎年度必要です。

また、学生でない30歳未満の人の場合には、本人や配偶者の所得が一定額以下の場合に申請して承認されると、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害が残ってしまった場合でも、障害基礎年金などを受けることができなくなりますので、ご注意ください。

■問い合わせ先

市市民課
 ☎0869-22-1790
市牛窓支所
 ☎0869-34-3431
市長船支所
 ☎0869-26-2001